令和2年12月18日

6歳未満の乳幼児に対して算定できる加算の ORCA レセコン対応について (新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 31))

> 株式会社スカイ・エス・エイッチ 長谷川、小林、竹本、畑中

毎度お世話になり、ありがとうございます。

令和 2 年 12 月 15 日に厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症に係る、6 歳未満の乳幼児に対し臨時的な診療報酬の取り扱いとして算定できる加算について、ORCA レセコンの入力方法は、下記のとおりです。加算できる条件は(3/3)ページにありますので、お読みください。

一記一

■ ORCA レセコン入力方法について

12月16日以降にプログラム更新・マスタ更新を行うと、「乳幼児感染予防策加算」を入力することができます。

- 入力時の注意点
 - ・乳幼児感染予防策加算は自動算定しません。対象患者に対象加算を手入力してください。
 - ・初診料なのに再診料用の加算を入力した等、診療行為に合わない加算を入力した時、 エラーは表示されません。入力あやまりに注意してください。

対象年齢以外(6歳の誕生日以降)の患者に入力した場合は、エラーを表示します。

● 入力方法

- ❖ 初診料の場合
 - ・初診料の下段に入力します。加算がある場合は加算の下段に入力します。 診療行為コード 111013970

乳幼児感染予防策加算(初診料·診療報酬上臨時的取扱) 100 点

診区	入力コード	名称
11	111000110	* 初診料
	111000370	乳幼児加算(初診)
	111013770	機能強化加算(初診)
	111013970	乳幼児感染予防策加算(初診料・診療報酬上臨時的取扱)

❖ 再診料の場合

- 再診料の加算の下段、外来管理加算の上段に(挿入)入力します。
- ・再診料と同一の剤に入力してください。診療行為コード 112023970

乳幼児感染予防策加算(再診料・外来診療料・診療報酬上臨時的取扱)100点

診区	入力コード	名称
12	112007410	* 再診料
	112000970	R乳幼児加算(再診)
	112015670	時間外対応加算2
	112015770	明細書発行体制等加算
	112023970	乳幼児感染予防策加算(再診料・外来診療料・診療報酬上臨時的取扱)
12	0202	* 外来管理加算

- ❖ 小児科外来診療料・小児かかりつけ診療料の場合
 - ・診療料の下段、加算がある場合は加算の下段に入力します。
 - ・小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料は、初再診および処方箋の有無問わず、 すべて以下の診療行為コードを使用して加算を入力します。

診療行為コード 113033270

乳幼児感染予防策加算(小児科外来診療料等・診療報酬上臨時的取扱)

画面例) 小児科外来診療料

診区	入力コード	名称
13	5 11300	*C小児科外来診療料(処方箋を交付しない)再診時
	113007370	乳幼児夜間加算(小児科再診) (小児科外来診療料)
	113033270	乳幼児感染予防策加算(小児科外来診療料等・診療報酬上臨時的取扱)

画面例)小児かかりつけ診療料

診区	入力コード	名称
13	113019710	* 小児かかりつけ診療料(処方箋を交付)初診時
	113027870	小児抗菌薬適正使用支援加算(小児かかりつけ診療料)
	113033270	乳幼児感染予防策加算(小児科外来診療料等・診療報酬上臨時的取扱)

以上の「乳幼児感染予防策加算」は、適宜入力コードを付けるのが便利だと思います。 以上の加算が算定できるのは、12/15からです。

■ 通知内容(概略)

保険医療機関において、6歳未満の乳幼児に対して、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、医科点数表の「AOOO 初診料」、「AOO1 再診料」、「AOO2 外来診療料」、「BOO1-2 小児科外来診療料」又は「BOO1-2-11 小児かかりつけ診療料」を算定する場合、現行の要件を満たせば算定できる加算に加えて、「AOOO 初診料」注6に規定する「乳幼児加算」に相当する点数及び「AOO1 再診料」注12 に規定する「地域包括診療加算1」に相当する点数を合算した点数(100 点)をさらに算定できることとすること。

※診療科を問わず、新型コロナウイルス感染症に対する所定の院内感染防止を行って診療している 医療機関に、6歳未満の患者の外来診療を行った場合に、臨時的に算定することができる加算のことです。

■ 留意点

- ❖ 取扱いは、当面、令和2年度中(令和3年2月診療分)までの措置とし、令和3年度(令和3年3月診療分以降)の取扱いについては、令和3年度予算編成過程において検討することとしている点に留意すること。
- ◆ 6 歳未満の乳幼児における外来診療等について、特に小児の外来診療等に必要な感染予防策を講じた上で診療等を実施した場合の取扱いとする。
- ❖ その診療等に当たっては、患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応 を行っている旨を十分に説明し、同意を得ること。
- ❖ 院内感染防止等に留意した対応の例
 - ▶ 一人の患者ごとに手指消毒を実施すること。
 - ▶ 流行状況を踏まえ、家庭内・保育所内等に感染徴候のある人がいたか、いなかったのかを確実に把握すること。
 - ▶ 環境消毒について、手指の高頻度接触面と言われるドアノブ・手すり・椅子・スイッチ・タッチパネル・マウス・キーボードなどは定期的に清拭消毒し、特に小児が触れる可能性が高い場所は重点的に行うこと。
- ◆ 電話や情報通信機器を用いた診療の場合は算定できない。

通知内容の詳細は、医師会やその他機関からの連絡や案内等でご確認ください。

一以上一